

令和3年6月22日

本校生徒の皆さん  
本校生徒の保護者の皆さま

都立狛江高等学校長  
浜田 浩 和

### まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、令和3年6月1日付で「緊急事態宣言の再延長に伴う都立学校の対応について」の通知を配布したところです。

6月19日、国は、東京都は6月21日から、まん延防止等重点措置に移行することを決定しました。東京都においては、6月21日から7月11日まで、23区と檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の各市町を対象区域として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

新型コロナウイルス感染症の流行の主体となっている変異株は、若年層にも感染のリスクが高く、重症化が懸念されています。

本校においても、東京都教育委員会の指示を踏まえて、改めて下記の対応を継続して実施します。お子様と内容を確認の上、御対応をお願いします。御理解と御協力をよろしく願います。

### 記

#### 1 生徒に対する指導の徹底

##### (1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

##### (2) 時差通学について

- 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を継続する。

##### (3) 学習活動について

- 現在の感染状況を鑑み、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い教育活動

は行わない。

(4) 部活動について

- 都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。
- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得る。
- 大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- 定期演奏会等開催のための準備に卒業生や保護者は参加させず、また、開催に当たっては、無観客による映像収録やオンライン配信としたり、保護者のみの参観としたりするなどの工夫を行う。
- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoTo トラベルが再開するまでの間、行わない。

(5) 学校行事について

- 都内における校外での活動は可能とし、都外における校外での活動は延期又は中止する。都内で実施する場合は、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

(6) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。  
(黙食の徹底)
- 生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(7) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要不急の外出・移動は避ける。

2 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いします）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出・移動自粛。都県境を越える外出はしない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は、生徒を無理せず休養）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

〔問合せ先〕

都立狛江高等学校

副校長 高島 英生

電 話 03-3489-2241